

「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画
「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」の策定について

1 「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」の策定について

市では、2015年からの10年計画として「新・町田市子どもマスタープラン」を策定し、子ども施策の基本計画としています。

本計画は、これまでの子ども施策の取組を活かしながら、上位計画である「町田市基本構想」「まちだ未来づくりプラン」「町田市5カ年計画17-21」や関連計画などと連携・整合性を図り、策定されています。

現在の計画と、その後期行動計画が2024年度末で終了となることから、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援を切れ目なく推進していくため、次期計画となる「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」の策定準備を進めます。

(1) 法律の経過

年	法律	備考
2003年	「次世代育成支援対策推進法」 制定 (2005年度～2014年度の時限立法)	行動計画の策定を義務づけ
2012年	「子ども・子育て支援法」 制定	待機児童対策や地域子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけ
2014年	「次世代育成支援対策推進法」 延長 (2015年度～2024年度の時限立法)	行動計画の策定が義務から任意に移行

(2) 計画の経過

策定年月	計画	備考
2004年12月	「町田市子どもマスタープラン」策定 (2005年度～2014年度)	「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を組み込み
2015年3月	「町田市子ども・子育て支援事業計画」策定(2015年度～2019年度)	「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
2016年2月	「新・町田市子どもマスタープラン」策定(2015年度～2024年度)	「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を内包
2025年3月 (予定)	「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」策定 (2025年度～2034年度)	「子ども・子育て支援法」 「次世代育成支援対策推進法」「こども基本法」等を考慮

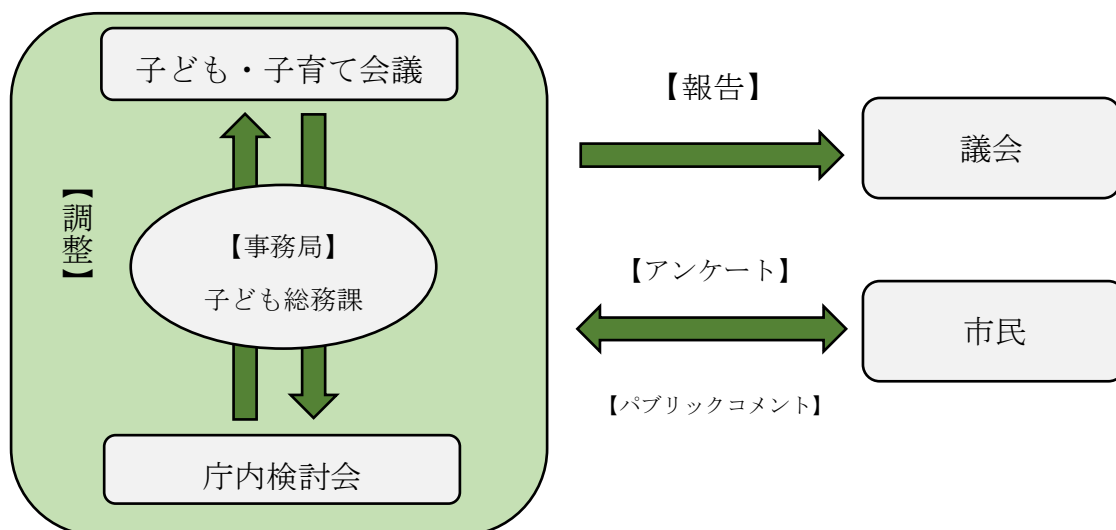
(3) 計画期間

	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26	'27	'28	'29	'30	'31	'32	'33	'34
国	次世代育成支援対策行動計画										次世代育成支援対策行動計画 (10年間延長)										次世代育成支援対策行動計画 (10年間延長) ※未定									
											子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画			子ども・子育て支援事業計画						
町田市	町田市子どもマスタープラン										新・町田市子どもマスタープラン										〈仮称〉町田市子どもマスタープラン25-34									
	町田市次世代育成支援対策推進行動計画(前期)					町田市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)					新・町田市次世代育成支援対策推進行動計画(前期)5年					新・町田市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)5年					次期・町田市次世代育成支援対策推進行動計画(前期)5年			次期・町田市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)5年						
											町田市子ども・子育て支援事業計画					第二期町田市子ども・子育て支援事業計画					第三期町田市子ども・子育て支援事業計画			第四期町田市子ども・子育て支援事業計画						

2 検討体制について

計画の検討においては、市職員で構成する庁内検討会（資料2）で案を作成した上で子ども・子育て会議に提示し、審議・検討をしていただきます。

【「（仮称）町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画
「（仮称）子どもにやさしいまち計画25-29」策定体制】



3 策定スケジュール

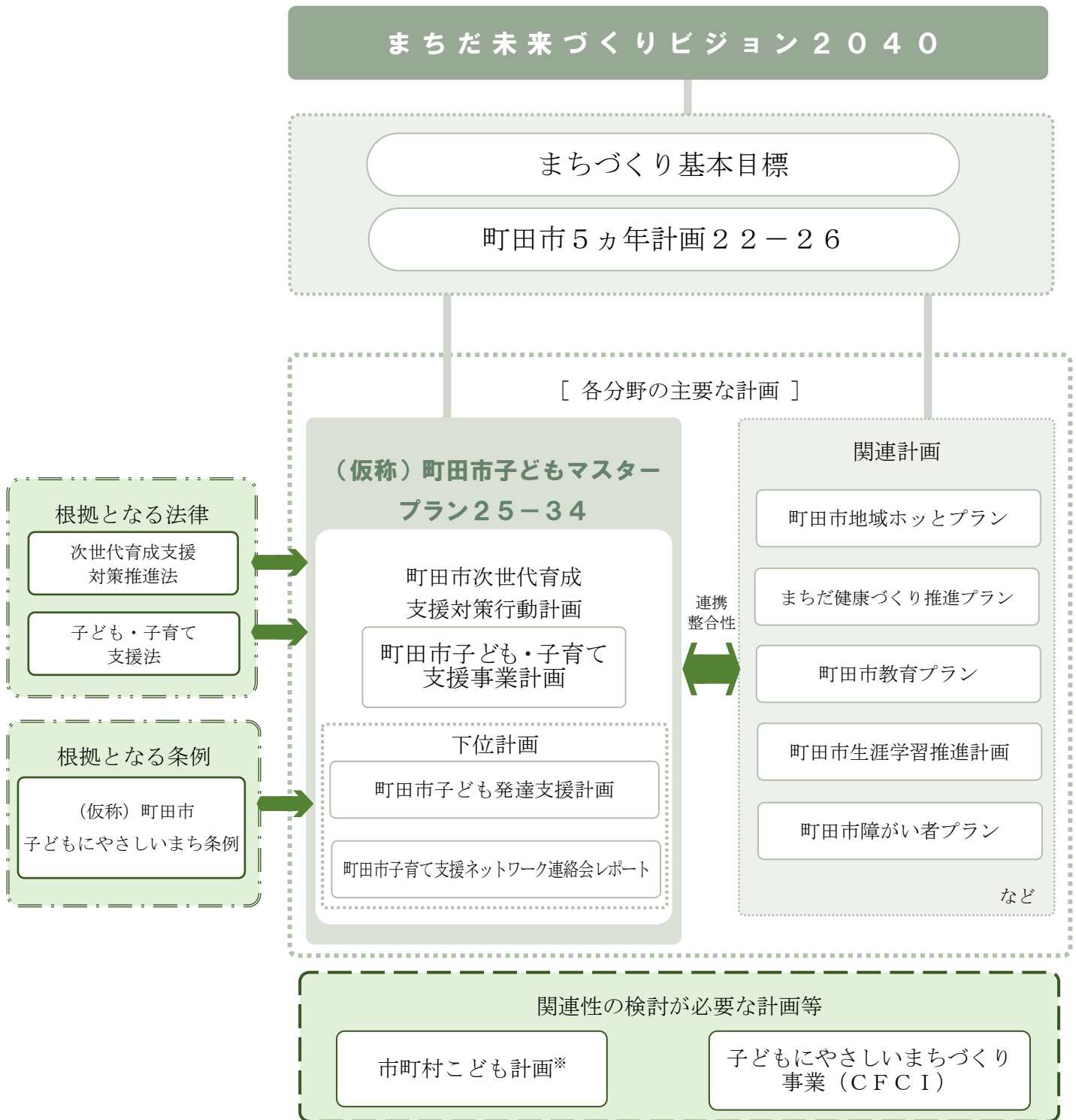
策定スケジュールについては、資料3のとおりです。

4 次期計画策定の方向性

現在の「新・町田市子どもマスタープラン」と同様、上位計画や関連する計画との連携・整合性を図りつつ、今年度4月から施行された、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、現在検討中の「（仮称）子どもにやさしいまち条例」や、ユニセフが主唱している、「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」を勘案して検討を進めていきます。

また、計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート等を活用して子どもや保護者の意見をお伺いし、「子どもにやさしいまち」を推進していきます。

「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」の位置づけ(案)



※市町村子ども計画

こども基本法の中で、政府はこども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱を定め、市町村はその大綱を勘案して「市町村子ども計画」を定めるよう努めることが定められています。政府の大綱は2023年度秋口頃に定まる予定であり、現時点で内容は確定しておりません。